

ひな型（建築士法 8 条の 2，施行細則第 8 条関係）

## 精神機能の障害の届出

次の者は、 年 月 日 精神の機能の障害を有することにより、認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態になりましたので、建築士法細則第 8 条第 2 項の規定により医師の診断書を添えて届け出ます。

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

本人又は法定代理人若しくは同居の親族 氏名 \_\_\_\_\_

(署 名)

本人との関係

氏 名	
生年月日	年 月 日
本 籍 地	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

- \* 建築士法施行細則第 8 条第 2 項に規定する事項を記載した医師の診断書を添付してください。
- \* 届出者と本人との関係が確認できる書類（住民票（謄本）の写し等）を提示してください。